

令和8年5月27日

基礎的電気通信役務支援機関

TCA一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドユニバーサルサービス）制度に係る 令和8年度第二種交付金の額の変更に関する総務大臣への認可申請（再申請）について

令和8年度の第二種交付金の額については令和7年10月に総務大臣に対して認可を申請し（TCA支-B004）、同年12月に認可を得ていましたが、その算定に使われた接続約款で決められた単価（管路に係るもの）が遡って変更されました。これに伴い、第二種交付金の額を算定し直した結果、交付金の額に変更を生じたため、5月26日に改めて総務大臣に認可を申請しました。

なお、令和8年度の回線単価（年額2円/回線）に変更はありません。

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）は、5月21日開催（書面開催）の支援業務諮問委員会（委員長 岡田 羊祐 成城大学 社会イノベーション学部 教授）の答申を受け、5月26日に総務大臣に対して別添のとおり認可の申請（再申請）を行いました（※）。

※ 第二種交付金の額に変更を生じたため、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第4条第2項の規定により改めて申請したものです。

概要は以下のとおりです。

1 第二種交付金の額の変更

算定等規則第5条の規定により算定した変更後の令和8年度の第二種交付金の額は、「148,660,118円」となります（77,989円の増額）。

第二種適格電気通信事業者	変更後の交付金の額 (円) a	変更前の交付金の額 (円) b	増減(▲)額 (円) a - b
NTT東日本株式会社	143,565,605	143,487,142	78,463
NTT西日本株式会社	5,094,513	5,094,987	▲474
株式会社ZTV	0	0	0
合計	148,660,118	148,582,129	77,989

2 令和8年度の第二種交付金の額に変更を生じた理由

令和7年10月20日の認可申請に係る交付金の額の算定の基となった令和7年度の接続料単価（管路に係るもの）に誤りがあったことから、当該単価が遡って修正されたため（詳細は申請書の1の後段を参照）。

（参考）接続約款の変更について

<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/constip/cons4/>

https://www.ntt-west.co.jp/open/sougo_yakkan/yakkan/santeiheni.html

3 令和8年度の回線単価

変更後の令和8年度の第二種交付金の額を基に同年度の第二種負担金の回線単価を算定し直した結果、1回線当たり年額2円に変更はありません（令和8年度の第二種負担金の額の変更の申請は必要ありません）。

関連する内容につきまして、弊協会のホームページにも掲載しております。

<https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice.html>

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

TCA支-B016

令和8年5月26日

総務大臣
林 芳正 殿

郵便番号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

電気通信事業法第110条の4第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本件申請は、TCA一支B004（令和7年10月20日）により申請し総基促第133号（令和7年12月9日）により認可された令和8年度の第二種交付金の額（以下「変更前の交付金の額」という。）について変更が生じたため、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第4条第2項の規定により改めて申請するものです。

1 第二種交付金の額

算定等規則第5条の規定により改めて算定した変更後の交付金の額は「148,660,118円」となる。なお、変更前の交付金の額との差額は次表のとおりであり、また、変更が生じた理由は下のとおりである。

第二種適格電気通信事業者	変更後の交付金の額 (円) a	変更前の交付金の額 (円) b	増減(▲)額 (円) a - b
NTT東日本株式会社	143,565,605	143,487,142	78,463
NTT西日本株式会社	5,094,513	5,094,987	▲474
株式会社ZTV	0	0	0
合計	148,660,118	148,582,129	77,989

- TCA一支B004による申請に係る第二種交付金の額について変更が生じた理由
- ✓ TCA一支B004により申請した令和8年度の第二種交付金は、算定等規則第7条の規定に基づきその額を算定するもののみであり、具体的な算定方法は、役務（注1）ごとに算定する担当支援区域（注2）ごとの原価、すなわち設備管理部門の原価と設備利用部門の原価の合計額から収益の額を控除して算定することとされている。また、算定等規則第14条第2項第四号には、この設備管理部門の原価の一部として、役務提供に係る既存設備を維持管理するための費用の算定方法が規定されており、具体的には、当該既存設備の数量に電気通信事業法第33条第2項の規定により総務大臣が認可した接続約款における当該設備に係る接続料その他これに類する単価を乗じて得た額を合計して算定することとされている。
 - ✓ 変更前の交付金の額を算定するためにNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社から当機関に届出のあった原価には、この既存設備の費用が含まれており、その算定に当たっては、上述した規定に従い、両社が令和7年3月26日付で総務大臣認可を受けた令和7年度の接続約款における接続料単価（年額）が用いられていた（注3）
 - ✓ ところが、今般、両社による過去の接続料の算定根拠に誤りがあったことが発覚し、このため、過去の接続料も遡って見直されることとなり、令和7年度の接続約款についても、正しい算定根拠に基づき接続料単価を見直した上で、令和8年3月26日付で改めて総務大臣認可を受けるに至った（注4）。
 - ✓ こうして見直された令和7年度の接続料単価には、令和8年度の第二種交付金の額の算定に用いる原価のうち既存設備の費用を算定するためにも用いられている管路の接続料単価が含まれており、このため、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社から当機関に対し、それぞれ令和8年3月31日付け、同4月1日付けで、見直し後の接続料単価に基づく原価の修正届出がなされたところである（注5）。
 - ✓ 当機関において当該修正届出を確認したところ、令和8年度の第二種交付金の原価の算定対象となる担当支援区域383のうち263の区域で原価が修正変更されており、これに基づき改めて算定した結果、TCA一支B004による申請に係る第二種交付金の額について変更が生じたものである。

（注1）令和8年度の第二種交付金の額に係る申請ではF T T Hアクセスサービスのみ。

（注2）算定対象となる担当支援区域に変更はない。

（注3）支援機関は算定等規則の第8条届出を基に第二種交付金の額を算定しており、同届出中の算定資料別紙5-1に管路に係る単価が記載されている。

（注4）NTT東日本株式会社による公表資料

<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/constip/cons4/>

NTT西日本株式会社による公表資料

https://www.ntt-west.co.jp/open/sougo_yakkan/yakkan/santeiheni.html（注

5）管路に係る単価の額の見直しの概要については別添資料7を参照。

2 交付方法

総基促第 133 号により認可された T C A ー支 B O O 4 による申請の内容から変更はない。

※ 添付資料

(1) 認可申請書（様式第一）関係

資料 1 本文 交付金の額を修正したもの

資料 2 【別表 1】 交付金の額について修正前と修正後の額を記載したもの

資料 3 【別紙（算定の詳細）】 原価及び交付金の額について修正前後の額を記載したもの

(2) 認可申請書の添付書類関係（別表第一、別表第二）（総務省審議会委員に限り開示）

資料 4 別表第一 「費用の額」及び「費用の額から収益の額を控除した額」について修正前後の額を記載したもの

資料 5 別表第二 「管理部門の原価」「原価（小計）」及び「原価から収益の額を控除した額」について修正前と修正後の額を記載したもの

(3) 認可申請書の添付書類関係（算定根拠に関する説明）（総務省審議会委員に限り開示）

算定等規則第 8 条届出関係（注 6）

資料 6-1（NTT 東日本）	}	[・ 算定根拠別紙 2-1 関係 設備管理部門の原価の詳細
資料 6-2（NTT 西日本）			

(4) 接続料単価の見直し関係

資料 7 既設設備の算定に用いる接続料における管路の額の単価の見直し（概要）

（注 6）算定等規則第 8 条届出中「算定根拠に関する説明を記載した書類」については、管路に係る単価の見直しに関係する部分のみ添付し、別紙 1、別紙 2-2、別紙 3、別紙 4、別紙 5-2 は T C A ー支 B O O 4 による申請に添付したものと同様の内容であるため添付を省略。

以上

この資料中、経営にかかわる情報については「総務省審議会委員に限り開示」
としてマスキングしています。

(資料1)

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - B 0 0 4
令和7年10月20日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう しまだ あきら
会長 島田 明

電気通信事業法第110条の4第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種交付金の額

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条の規定により次の(2)から(4)までのとおり算定した交付金の額は、(今回申請額)「148,660,118円」となる。

(前回申請額) 148,582,129円

(増減(▲)額) 77,989円

・ N T T 東日本株式会社

(今回申請額) 143,565,605円

(前回申請額) 143,487,142円

(増減(▲)額) 78,463円

・ N T T 西日本株式会社

(今回申請額) 5,094,513円

(前回申請額) 5,094,987円

(増減(▲)額) ▲474円

・ 株式会社 Z T V

0円

第二種適格電気通信事業者ごと、支援区域ごとの算定は【別表1】のとおり。

(1) 一般支援区域に係る第二種交付金

各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額は、いずれの者にあっても同年度の同提供により生じた収益の額を上回っていない（注1）。したがって、電気通信事業法第107条第二号の規定により（前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る第二種適格電気通信事業者ではないので）、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象の事業者とはならない。ついては、一般支援区域に係る第二種交付金の額の算定は行わない。

（注1） 各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額及び収益の額については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第40条の4の6第1項第一号の規定により各第二種適格電気通信事業者が公表している第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表（資料1～3）による。収支の概要を【別表2-1】に示す。

（参考1） 電気通信事業法第107条第二号（抜粋）

第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。

(2) 特別支援区域のうち算定等規則第5条第1項第二号イにより算定される単位区域（次の(3)の単位区域を除く単位区域）に係る第二種交付金

- ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があつた担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的F T T Hアクセスサービス（施行規則第14条の3第1項第一号に掲げるもの）に係るもののみである。
- ② 各第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務収支表中、第二号基礎的F T T Hアクセスサービス（施行規則第14条の3第1項第一号に掲げるもの）に係る営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額はいずれも零未満となっている。したがって、算定等規則第5条第3項の規定により、いずれの者についても算定等規則第5条第1項第二号イの規定により算定する当該役務に係る額は零（0円）となる（交付金の額＝0円）。

（参考2） 算定等規則第5条第3項

第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

(3) 特別支援区域のうち算定等規則第5条第1項第二号ロにより算定される単位区域（施行規則第40条の8の5第2項各号のいずれかに該当するもの（電気通信事業法の一部を改正する法

律（令和4年法律第70号）の施行日（令和5年6月16日）において当該各号のいずれかに該当するものに限る。）に係る第二種交付金

（参考3）施行規則第40条の8の5第2項（抜粋）

- 一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模が（注 100分の50）を超えない場合
- 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係るもののみである。該当する単位区域として届出があった単位区域数は次の表1のとおり。

また、該当する単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数（算定等規則第15条第6項、同第16条第3項関係）は次の表2のとおり。

表1 算定等規則第5条第1項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域数

	算定等規則第5条第1項第二号ロの単位区域数 （F T T Hアクセスサービスに係る単位区域）		計
	算定等規則第15条第2項第二号のイ、ロの別		
	イ 施行規則第40条の8 の5第2項第一号に該 当する単位区域	ロ 施行規則第40条の8 の5第2項第二号に該 当する単位区域	
N T T東日本株式会社	3 2	3 1 7	3 4 9
N T T西日本株式会社	2	3 2	3 4
株式会社Z T V	なし	なし	なし
計	3 4	3 4 9	3 8 3

表2 算定等規則第5条第1項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数

	右の回線以外の回線数	放送役務と共用している 回線数	計
N T T東日本株式会社	総務省審議会委員に限り開示		1 0, 6 5 1
N T T西日本株式会社			1, 0 7 7
計			1 1, 7 2 8

- ② NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社について、算定等規則第5条第1項第2号口により、第二種適格電気通信事業者ごとに同規則第7条にしたがって同規則第14条から第16条までの規定により算定した担当支援区域ごとの原価から、それぞれ同規則第17条の規定により算定した当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が0以下の場合には0）を合計して算定した。

なお、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務は考慮していない（算定等規則第5条第5項）。

算定の詳細は別紙のとおり。

(4) 第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表との比較

(2)から(3)までによって算定したNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の算定額は、いずれも各社の第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額（【別表2-2】）を超えていない。したがって、その合計額をもってそれぞれ交付金の額とした（算定等規則第5条第4項）。

- ・ NTT東日本株式会社 143,565,605円 < 9,376,100,188円
- ・ NTT西日本株式会社 5,094,513円 < 6,641,955,005円

(参考4) 算定等規則第5条第4項

前三項の規定により算定する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

なお、いずれの第二種適格電気通信事業者も令和7年3月31日に第二種適格電気通信事業者に指定されているので、算定等規則第19条は適用されない。

2 交付方法

(1) 交付手段

第二種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第二種交付金の銀行振込手数料は、同交付金を交付する支援機関（電気通信事業法第106条の規定により総務大臣から基礎的電気通信役務支援機関として指定された一般社団法人である当協会をいう。）が負うものとする。

(2) 第二種交付金の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が高速データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数（令和8年3月末の回線数）を支援機関が受領してから2週間以内に第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して、当該事業者に交付する上記1の第二種交付金の額を通知する。

(3) 第二種交付金の交付期限

上記(2)の通知から40日を経過した後の最初の営業日まで

(4) 第二種交付金の交付の特例

- ① 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第22条1項に規定する事由が生じた場合は、同項の規定に基づき上記1の交付金の額を減額することができることとする。

この場合において、事由発生日以降に納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一部が納付されたときは、当該納付された額を算定等規則第22条2項の規定により按分した額のうち第二種交付金の額となるべき額に対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

- ② ①の場合において、前段の減額することができる額又は後段の第二種交付金として交付する額は、算定等規則第22条3項の規定により算定することとする。

算定した二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に1円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に対して交付すべき額から当該不足分を減ずることによって調整することとする。

(5) 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであることを確認する。
- ② 当該口座からの振込先を各第二種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化することとし、予め特定された者による認証操作を要するものとする。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

【別表1】

令和8年度第二種交付金の額とその内訳

交付対象となる第二種適格電気通信事業者 算定方法（第5条第1項）	交付金の額 算定した額（円）	説明箇所
NTT東日本株式会社 第一号（一般支援区域） 第二号（特別支援区域） イ（次の口を除く単位区域） □（施行規則第40条の8の5第2項第二号の単位区域）	訂正後 143,565,605 訂正前 143,487,142 差額 78,463 訂正後 143,565,605 訂正前 143,487,142 差額 78,463 0 訂正後 143,565,605 訂正前 143,487,142 差額 78,463	申請書本文1(1) 申請書本文1(2) 申請書本文1(3) 別紙 算定の詳細
NTT西日本株式会社 第一号（一般支援区域） 第二号（特別支援区域） イ（次の口を除く単位区域） □（施行規則第40条の8の5第2項第二号の単位区域）	訂正後 5,094,513 訂正前 5,094,987 差額 ▲474 訂正後 5,094,513 訂正前 5,094,987 差額 ▲474 0 訂正後 5,094,513 訂正前 5,094,987 差額 ▲474	申請書本文1(1) 申請書本文1(2) 申請書本文1(3) 別紙 算定の詳細
株式会社ZTV 第一号（一般支援区域） 第二号（特別支援区域） イ（次の口を除く単位区域） □（施行規則第40条の8の5第2項第二号の単位区域）	0 0 0 0	申請書本文1(1) 申請書本文1(2) 申請書本文1(3)
合計 第一号（一般支援区域） 第二号（特別支援区域） イ（次の口を除く単位区域） □（施行規則第40条の8の5第二号の単位区域）	訂正後 148,660,118 訂正前 148,582,129 差額 77,989 訂正後 148,660,118 訂正前 148,582,129 差額 77,989 0 訂正後 148,660,118 訂正前 148,582,129 差額 77,989	申請書本文1(1) 申請書本文1(2) 申請書本文1(3)

この資料中、経営にかかわる情報については「総務省審議会委員に限り開示」としてマスキングしています。

【別紙】

算定の詳細

I. 原価の算定

1. 設備管理部門（算定等規則第14条）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のAとBの額の合計額

A : 次のB以外の設備の場合 $a_A + b_A + c_A + d_A$ (第14条第2項)

B : 放送役務と共用している設備の場合 $(a_B + b_B + c_B + d_B) \times 2 / 3$ (第15条第6項)

a : 第14条第2項第一号 施設保全費等 $(= a_A + a_B \times 2 / 3)$

b : 同 第二号 更新した設備の減価償却費 $(= b_A + b_B \times 2 / 3)$

c : 同 第三号 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税
 $(= c_A + c_B \times 2 / 3)$

d : 同 第四号 その他既に設置されている設備に係る費用
 $(= d_A + d_B \times 2 / 3)$

(1) 上記aの施設保全費等は以下のとおり算定されている。

① 原価の届出があった算定等規則第15条第2項第一号イ又はロに該当する単位区域は、いずれも令和6年度末において特別支援区域として指定されていたため、これらの単位区域については、同イ又はロ(1)の規定にかかわらず、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第72号)の施行の日(令和5年6月16日)の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した、又は所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用を算定している(算定等規則附則第2項)。

② 除却損又は撤去費用は原価として算定していない(第15条第2項第二号)。

③ 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要なとなる収容ルータに係る費用は原価として算定していない(第15条第2項第三号)。

④ 上記aの計算において乗じる係数(第14条第2項第一号)は、接続約款における設備管理運営費比率を用いた(第15条第2項第四号)。

- (2) 上記 b の更新した設備の減価償却費は、該当する設備がなかったため原価として算定していない。
- (3) 上記 c の他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額の計算は、第 15 条第 4 項の規定によっている。
- (4) 上記 d の既に設置されている設備に係る費用の計算は、第 14 条第 2 項第四号の規定によっている（総務大臣が認可した接続約款における接続料その他これに類する単価を用いて計算している）。
- (5) 電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付は受けていない（第 15 条第 5 項関係）。

2. 算定等規則第 16 条（設備利用部門）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的 F T T H アクセスサービスに係る次の C と D の額の合計額

- C : （次の D の設備以外の設備の場合） $e \times f$ （第 16 条第 2 項）
- D : （放送役務と共用している設備の場合） $e \times g \times 2 / 3$ （第 16 条第 3 項）

e 全国平均利用部門原価

令和 6 年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を平均回線数（※）で除した額（第 16 条第 2 項）

※ 令和 6 年度末の回線数と令和 5 年度末の回線数の合計を 2 で除して得た値

f : g 以外の回線数

g : 放送役務と共用している回線数

- (1) 上記 e の額の計算は、第 16 条第 2 項の規定によっている。
- (2) 上記 f 及び g の回線数は、第 16 条第 2 項の規定によっている（第 9 条第 3 項の規定により記録した該当する担当支援区域における該当する回線数と同数であ

る)。

Ⅱ. 収益の額の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のE、F及びGの額の合計額（第17条第2項第一号）

E：（次のFの設備以外の設備の場合） $h \times f$ （第17条第2項第一号）

F：（放送役務と共用している設備の場合） $h \times g \times 2 / 3$ （第17条第2項第二号）

h： 全国平均収益額

令和6年度における第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの収益の額（算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を上記平均回線数で除して得た額

G： 担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者を使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額（第17条第2項第三号）

(1) 上記hの額の計算は、第17条第2項第1号の規定によっている。

第七条式による交付金の額の算定

	NTT東日本株式会社	NTT西日本株式会社
I. 原価 $A+B+C+D$	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 25px; padding: 20px; background-color: #e0f0e0;"> 総務省審議会委員に限り開示 </div>	
算定等規則第14条（設備管理部門）の原価 $A+B$ A：次のB以外の設備の場合 $a_A+b_A+c_A+d_A$ （第14条第2項） B：放送役務と共用している設備の場合 $(a_B+b_B+c_B+d_B) \times 2/3$ （第15条第6項） a： 施設保全費等（第14条第2項第一号） b： 更新した設備の減価償却費（第14条第2項第二号）、除却費／撤去費用（第15条第2項第三号） c： 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税（第14条第2項第三号） d： その他既に設置されている設備に係る費用（第14条第2項第四号）		
算定等規則第16条（設備利用部門）の原価 $C+D$ C： $e \times f$ （第2項） D： $e \times g \times 2/3$ （第3項） e： 前事業年度における電気通信事業に属する活動に必要な費用を平均回線数で除した額 f： 当該担当支援区域における回線数のうちg以外の回線数 g： 当該担当支援区域における回線数のうち放送役務と共用している回線数（第3項）		
II. 収益の額（算定等規則第17条） $E+F+G$ E： $h \times f$ （第一号） F： $h \times g \times 2/3$ （第二号） h： 全国平均収益額 G： 海底ケーブル又は陸揚局を使用させることによる第二号基礎的電気通信役務の提供以外の収益の額（第三号）		
I - II. 交付金の額	訂正後 143,565,605 円 訂正前 143,487,142 円 差額 78,463 円	訂正後 5,094,513 円 訂正前 5,094,987 円 差額 -474 円

(注) 端数のため小計の数字（単位支援区域毎の $a_B \sim d_B$ の合計 $\times 2/3$ を足し上げ）と内訳の合計（ $a_B \times 2/3 + b_B \times 2/3 + c_B \times 2/3 + d_B \times 2/3$ ）は合わない。

既設設備の算定に用いる接続料における管路の単価の見直し

第二号算定等規則第8条届出 第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価等に係る算定根拠(NTT東日本)

別紙5-1 既設設備の算定に用いた料金額

(電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款に定まるもの)

管路に係る料金額

適用する行政区域	見直し前	見直し後	差額
北海道	198	199	1
青森	217	217	0
岩手	348	352	4
宮城	356	350	▲6
秋田	242	243	1
山形	209	209	0
福島	266	267	1
茨城	222	230	8
栃木	263	259	▲4
群馬	265	266	1
埼玉	255	255	0
千葉	235	233	▲2
東京	493	496	3
神奈川	372	365	▲7
新潟	261	270	9
山梨	331	330	▲1
長野	220	219	▲1

1条1メートルごとに年額(円)

既設設備の算定に用いる接続料における管路の単価の見直し

第二号算定等規則第8条届出 第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価等に係る算定根拠(NTT西日本)

別紙5-1 既設設備の算定に用いた料金額

(電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款に定まるもの)

管路に係る料金額

1条1メートルごとに年額(円)

適用する行政区域	見直し前	見直し後	差額
富山	158	156	▲2
石川	164	162	▲2
福井	169	167	▲2
岐阜	196	196	0
静岡	221	219	▲2
愛知	208	206	▲2
三重	206	206	0
滋賀	205	205	0
京都	301	301	0
大阪	230	234	4
兵庫	262	260	▲2
奈良	230	230	0
和歌山	258	262	4
鳥取	197	197	0
島根	199	199	0

適用する行政区域	見直し前	見直し後	差額
岡山	191	187	▲4
広島	203	203	0
山口	159	159	0
徳島	206	206	0
香川	191	191	0
愛媛	185	179	▲6
高知	168	168	0
福岡	241	239	▲2
佐賀	182	180	▲2
長崎	161	159	▲2
熊本	232	234	2
大分	228	228	0
宮崎	158	158	0
鹿児島	209	209	0
沖縄	259	259	0

令和8年度第二種負担金の額の算定に係る原価(交付金の額)の増減

NTT東日本

都道府県	管路料単価の差額 (円)	算定の対象区域数 ※	原価が変動した区域数 ※	原価の増減 (円)
北海道	1			
青森	0		0	-
岩手	4			
宮城	▲6			
秋田	1			
山形	0		0	-
福島	1			
茨城	8			
栃木	▲4			
群馬	1			
新潟	9			
山梨	▲1			
計	-	349	262	+78,463

NTT西日本

都道府県	管路料単価の差額 (円)	算定の対象区域数 ※	原価が変動した区域数 ※	原価の増減 (円)
島根	0		0	-
愛媛	▲6		1	▲474
岡山	▲4		0	-
宮崎	0		0	-
鹿児島	0		0	-
計	-	34	1	▲474

赤枠内は総務省審議会委員に限り開示

※ 役務提供にあたり管路を要する区域と要しない担当支援区域があるため、算定の対象区域数とそのうち原価が変動した区域数は異なる。

合計		
算定の対象区域数 383	原価が変動した区域数 263	原価の増減(円) 77,989